

# 札幌市私立地域型保育事業運営要綱

(平成 30 年 3 月 26 日 子ども未来局長決裁)

改正

平成 31 年 3 月 29 日

令和 2 年 3 月 3 日

令和 2 年 6 月 30 日

令和 5 年 3 月 31 日

## 第 1 章 総則

### (目的)

第 1 条 この要綱は、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号。）第 34 条の 15 第 2 項の規定により、札幌市長（以下「市長」という。）の認可を受けた家庭的保育事業、小規模保育事業、又は事業所内保育事業（以下「地域型保育事業」という。）について、その管理運営に関する基本的な事項を定め、もって、地域型保育事業の適正な運営と入所児童の適切な処遇を確保することを目的とする。

### (定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 小学校就学前子ども 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。）第 6 条第 1 項に規定する小学校就学前子どもをいう。
- (2) 乳児 児童福祉法第 4 条第 1 項第 1 号に規定する満 1 歳に満たない者をいう。
- (3) 幼児 児童福祉法第 4 条第 1 項第 2 号に規定する満 1 歳から小学校就学の始期に達するまでの者をいう。
- (4) 0 歳児 児童福祉法第 24 条の規定による保育の実施がとられた日の属する年度の初日の前日において 1 歳未満の児童をいう。この場合、当該児童がその年度の途中で 1 歳に達した場合においても、その年度中に限り 0 歳児とみなす。
- (5) 1 歳児 児童福祉法第 24 条の規定による保育の実施がとられた日の属する年度の初日の前日において 1 歳以上 2 歳未満の児童をいう。この場合、当該児童がその年度の途中で 2 歳に達した場合においても、その年度中に限り 1 歳児とみなす。
- (6) 2 歳児 児童福祉法第 24 条の規定による保育の実施がとられた日の属する年度の初日の前日において 2 歳以上 3 歳未満の児童をいう。この場合、当該児童がその年度の途中で 3 歳に達した場合においても、その年度中に限り 2 歳児とみなす。
- (7) 3 歳児 児童福祉法第 24 条の規定による保育の実施がとられた日の属する年度の初日の前日において 3 歳以上 4 歳未満の児童をいう。この場合、当該児童がその年度の途中で 4 歳に達した場合においても、その年度中に限り 3 歳児とみなす。
- (8) 4 歳児 児童福祉法第 24 条の規定による保育の実施がとられた日の属する年度の初日の前日において 4 歳以上 5 歳未満の児童をいう。この場合、当該児童がその年度の途中で 5 歳に達した場合においても、その年度中に限り 4 歳児とみなす。

- (9) 利用乳幼児 前条に規定する地域型保育事業を利用している者をいい、「子ども」又は「児童」についても以下同じ。
- (10) 地域型保育事業者 地域型保育事業を行う者をいう。
- (11) 地域型保育事業所 次に掲げる場所又は事業所をいう。
  - ア 家庭的保育事業を行う場所（以下「家庭的保育事業所」という。）
  - イ 小規模保育事業を行う事業所（以下「小規模保育事業所」という。）
  - ウ 事業所内保育事業を行う事業所（以下「事業所内保育事業所」という。）
- (12) 家庭的保育者 児童福祉法第6条の3第9項第1号に規定する家庭的保育者であつて保育士の資格を有する者をいう。
- (13) 家庭的保育補助者 市長が行う研修又は市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を修了した者であつて、家庭的保育者を補助する者をいう。
- (14) 保育士 児童福祉法第18条の18第1項の規定による保育士登録簿への登録を受けた者をいう。
- (15) 調理員 地域型保育事業所において、食事の調理業務に従事する者をいう。
- (16) 利用定員 法第31条第1項の規定により市長が定めた定員をいう。
- (17) 認定こども園 法第7条第4項に規定する認定こども園をいう。
- (18) 幼稚園 法第7条第4項に規定する幼稚園をいう。
- (19) 保育所 法第7条第4項に規定する保育所をいう。
- (20) 保育標準時間 子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第4条第1項に規定する1月当たり平均275時間まで（1日当たり11時間までに限る。）の区分をいう。
- (21) 保育短時間 子ども・子育て支援法施行規則第4条第1項に規定する1月当たり平均200時間まで（1日当たり8時間までに限る。）の区分をいう。
- (22) 保護者 法第6条第2項に規定する保護者をいう。
- (23) 教育 法第7条第2項に規定する教育をいう。
- (24) 保育 法第7条第3項に規定する保育をいう。
- (25) 特定教育・保育 法第27条第1項に規定する特定教育・保育をいう。
- (26) 特定地域型保育 法第29条第1項に規定する特定地域型保育をいう。
- (27) 公定価格 「特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等（平成27年3月31日内閣府告示第49号）」（以下「公定価格告示」という。）第1条第12号に規定する額をいう。
- (28) 都市公園 都市公園法第2条に規定する都市公園をいう。

## 第2章 対象児童、開所時間及び休園日

（対象児童）

第3条 家庭的保育事業の対象児童は、生後5ヶ月から満3歳未満の児童とする。

2 前項の規定に係わらず、年度途中で満3歳に到達した児童であつて、転園先が見つか

らない場合は、その年度の末日まで継続して保育することができる。

- 3 前項の規定により継続して保育を実施した児童について、満3歳に到達した年度の末日においてもなお転園先が見つからない場合は、当該児童が満4歳に到達する年度の末日までさらに継続して保育することができる。

(開所時間)

第4条 地域型保育事業所の開所時間は、午前7時から午後6時までの1日当たり11時間までとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。

- 2 前項の規定に関わらず、法第59条第1項第2号に規定する時間外保育（以下「時間外保育」という。）の提供を行う地域型保育事業所の開所時間は、午前7時から午後7時まで、又は午前7時から午後8時までとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。

- 3 前項に規定する開所時間は、時間外保育にかかる午後6時以降において、利用児童の全員が降園した場合には、その時刻で閉所することができる。

(原則的な保育提供時間)

第5条 地域型保育事業所の原則的な保育提供時間は、次のとおりとする。

- (1) 保育標準時間認定を受けた子ども

ア 前条第1項に規定する開所時間とする。

- (2) 保育短時間認定を受けた子ども

次に掲げる時間のうち地域型保育事業者が指定した時間

ア 午前8時から午後4時まで

イ 午前8時30分から午後4時30分まで

ウ 午前9時から午後5時まで

(時間外保育の提供)

第6条 地域型保育事業所は、利用乳幼児の保護者の就労等の状況により、市長が認めた場合、時間外保育を提供するものとする。原則的な時間外保育の提供時間は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 第4条第1項に規定する開所時間に該当する地域型保育事業所

ア 保育短時間認定を受けた子ども

第4条第1項に規定する開所時間のうち、第5条第2号に規定する原則的な保育提供時間を除いた時間とする。

- (2) 第4条第2項に規定する開所時間に該当する地域型保育事業所

ア 保育標準時間認定を受けた子ども

午後6時から午後7時まで、又は午後6時から午後8時まで

イ 保育短時間認定を受けた子ども

第4条第2項に規定する開所時間のうち、第5条第2号に規定する原則的な保育提供時間を除いた時間とする。

(休園日等)

第7条 地域型保育事業所の休園日は、日曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日、1月2日、同月3日及び12月29日から同月31日までとする。ただし、市長が特に認めるときは、これを変更することができる。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に定める場合であつて市長が特に必要があると認める場合は、臨時に休園日とすることができる。

- (1) 大雨等により地域型保育事業所が所在する地域において、土砂崩れ、河川の氾濫やその他天変地異等(以下「非常災害」という。)により児童の身体に危険が及ぶ場合
- (2) 原因不明の感染症(新型インフルエンザ等)が流行し、児童に感染の恐れがある場合(ただし、原因が特定されている感染症(季節性のインフルエンザ等)を除く。)

(休日保育)

第8条 地域型保育事業所の休日保育は、次の各号に掲げる要件のすべてを満たしていなければならない。なお、この要綱に定めるほか、休日保育に必要な事項は、支援制度担当部長が定める。

- (1) 日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日(ただし、12月29日から翌年1月3日までの日を除く。)に保育を実施すること。なお、標準実施時間は、午前8時から午後7時とすること。
- (2) 札幌市内の保育所・認定こども園又は地域型保育事業を利用している2号認定こども及び3号認定こどものうち、休日においても保育の必要性があると認められる児童を対象とすること。なお、対象となる児童の年齢は、原則生後5か月から2歳児までとし、休日保育に係る定員については、地域ニーズ等に応じ地域型保育事業者が設定することができる。
- (3) 児童の年齢及び人数に応じて、第17条から第20条に規定する職員を配置すること。
- (4) 対象児童に対し給食を提供すること。
- (5) 実施について、あらかじめ市長と協議すること。

(土曜日共同保育)

第9条 あらかじめ市長と協議の上認められた場合は、地域型保育事業所は他の保育所、認定こども園又は地域型保育事業所と土曜日における共同保育を実施することができる。

### 第3章 設備の基準及び職員配置等

(家庭的保育事業の設備の基準)

第10条 家庭的保育事業は、家庭的保育者(保育士の資格を有する者に限る。)の居宅その他の場所(利用乳幼児の居宅を除く。)であつて、次に掲げる要件の全てを満たすものとして、市長が適当と認める場所で実施するものとする。

- (1) 利用乳幼児の保育を行う専用の部屋を設けること。
- (2) 前号の部屋の面積は、9.9平方メートル(利用乳幼児が3人を超える場合は、9.9平方メートルに3人を超える人数1人につき3.3平方メートルを加えた面積)以上とす

ること。

- (3) 利用乳幼児の保健衛生上必要な採光、照明及び換気の設備を設けること。
- (4) 衛生的な調理設備及び便所を設けること。
- (5) 同一の敷地内に利用乳幼児の屋外における遊戯等に適した広さの庭があり、又は付近にこれに代わるべき場所があること。
- (6) 前号の庭又は場所の面積は、満2歳以上の幼児1人につき、3.3平方メートル以上とすること。
- (7) 火災報知器及び消火器を設置するとともに、消火訓練及び避難訓練を定期的を実施すること。

(小規模保育事業の設備の基準)

第11条 小規模保育事業所の設備の基準は、次のとおりとする。

- (1) 乳児又は満2歳に満たない幼児を利用させる小規模保育事業所には、乳児室又はほふく室、調理設備及び便所を設けること。
- (2) 乳児室又はほふく室の面積は、乳児又は前号の幼児1人につき3.3平方メートル以上とすること。
- (3) 乳児室又はほふく室には、保育に必要な用具を備えること。
- (4) 満2歳以上の幼児を利用させる小規模保育事業所には、保育室又は遊戯室、屋外遊戯場（当該小規模保育事業所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。次号において同じ。）、調理設備及び便所を設けること。
- (5) 保育室又は遊戯室の面積は前号の幼児1人につき1.98平方メートル以上、屋外遊戯場の面積は同号の幼児1人につき3.3平方メートル以上とすること。ただし、小規模保育事業C型を行う事業所の屋外遊戯場の面積は同号の幼児1人につき1.98平方メートル以上とすること。
- (6) 保育室又は遊戯室には、保育に必要な用具を備えること。
- (7) その他、札幌市児童福祉法施行条例の規定に基づき、設備を設けること。

(保育所型事業所内保育事業の設備の基準)

第12条 利用定員が20人以上の事業所内保育事業（以下「保育所型事業所内保育事業」という。）の設備の基準は次のとおりとする。

- (1) 乳児又は満2歳に満たない幼児を利用させる保育所型事業所内保育事業所には、乳児室又はほふく室、医務室、調理室（当該保育所型事業所内保育事業を行う事業所を設置し、及び管理する事業主が事業場に附属して設置する炊事場を含む。第4号において同じ。）及び便所を設けること。
- (2) 乳児室又はほふく室の面積は、乳児又は前号の幼児1人につき3.3平方メートル以上とすること。
- (3) 乳児室又はほふく室には、保育に必要な用具を備えること。
- (4) 満2歳以上の幼児を利用させる保育所型事業所内保育事業所には、保育室又は遊戯室、屋外遊戯場（当該小規模保育事業所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。次号において同じ。）、医務室、調理室及び便所を設けること。

- (5) 保育室又は遊戯室の面積は前号の幼児 1 人につき 1.98 平方メートル以上、屋外遊戯場の面積は同号の幼児 1 人につき 3.3 平方メートル以上とすること。
- (6) 保育室又は遊戯室には、保育に必要な用具を備えること。
- (7) その他、札幌市児童福祉法施行条例の規定に基づき、設備を設けること。

(小規模型事業所内保育事業の設備の基準)

第 13 条 利用定員 19 人以下の事業所内保育事業（以下、「小規模型事業所内保育事業」という）の設備の基準は、次のとおりとする。

- (1) 乳児又は満 2 歳に満たない幼児を利用させる小規模型事業所内保育事業所には、乳児室又はほふく室、調理設備（当該小規模型事業所内保育事業を行う事業所を設置し、及び管理する事業主が事業場に附属して設置する炊事場を含む。第 4 号において同じ。）及び便所を設けること。
- (2) 乳児室又はほふく室の面積は、乳児又は前号の幼児 1 人につき 3.3 平方メートル以上とすること。
- (3) 乳児室又はほふく室には、保育に必要な用具を備えること。
- (4) 満 2 歳以上の幼児を利用させる小規模型事業所内保育事業所には、保育室又は遊戯室、屋外遊戯場（当該小規模保育事業所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。次号において同じ。）、調理設備及び便所を設けること。
- (5) 保育室又は遊戯室の面積は前号の幼児 1 人につき 1.98 平方メートル以上、屋外遊戯場の面積は同号の幼児 1 人につき 3.3 平方メートル以上とすること。
- (6) 保育室又は遊戯室には、保育に必要な用具を備えること。
- (7) その他、札幌市児童福祉法施行条例の規定に基づき、設備を設けること。

(代替園庭)

第 14 条 第 10 条から第 13 条に規定する屋外における遊戯等に適した広さの庭に代わるべき場所又は屋外遊戯場に代わるべき場所（以下「屋外遊戯場等」という。）については、次に掲げる要件をいずれも満たす場合に限り、都市公園により代えることができる。

- (1) 当該地域型保育事業所の敷地内の地上又は屋上に第 10 条から第 13 条に定める面積を有する屋外遊戯場等を設置することが困難であると市長が特に認めること。
- (2) 屋外遊戯場等に代えようとする都市公園が第 10 条から第 13 条に定める面積以上の面積を有し、屋外活動に当たって安全が確保され、かつ、当該事業所からの移動に当たって安全が確保されると市長が認めること。

(他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び従業者の基準)

第 14 条の 2 地域型保育事業者は、地域型保育事業所を他の社会福祉施設等と併せて設置するときは、その行う保育に支障がない場合に限り、必要に応じ当該社会福祉施設等の設備を当該地域型保育事業所の設備とし、又は当該社会福祉施設等の事業に従事する者を当該地域型保育事業所の従業者と兼ねさせることができる。

(地域型保育事業所の管理者の設置)

第 15 条 地域型保育事業所（家庭的保育事業所は除く。）には、当該地域型保育事業所の管理者（地域型保育事業者が、社会福祉法人又は学校法人以外の場合は、札幌市家庭的

保育事業等認可要綱（平成 27 年 3 月 30 日子ども未来局長決裁。以下「認可等要綱」という。）第 4 条第 3 項第 1 号又は第 2 号に規定する要件を満たす実務を担当する幹部職員）を置くこと。

- 2 前項の管理者は、次の各号に掲げる要件のすべてを満たしていなければならない。
  - (1) 児童福祉事業等に 2 年以上従事した者又はこれと同等以上の能力を有すると市長が認める者であること。なお、児童福祉事業等とは、児童福祉施設、幼稚園・小学校等における教諭、市町村等の公的機関において児童福祉に関する事務を取り扱う部局、民生委員・児童委員の他、教育・保育施設又は地域型保育事業に移行した施設・事業所における移行前の認可外保育施設等とし、同等以上の能力を有するとは、公的機関等の実施する施設長研修等を受講した者等とする。
  - (2) 常時実際に当該地域型保育事業所の運営管理の業務に専従し、他の地域型保育事業所若しくは他の事業と兼務していないこと。
  - (3) 地域型保育給付費からの給与支出があること。
- 3 家庭的保育事業所には、管理者（家庭的保育者に限る。）を置くことを原則とする。

（職員の一般的要件）

第 16 条 地域型保育事業所において利用乳幼児の保育に従事する者（以下「職員」という。）は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けた者でなければならない。

（家庭的保育事業所における職員）

第 17 条 家庭的保育事業所には、家庭的保育者、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、調理員を置かないことができる。

- (1) 栄養士又は管理栄養士を置き、かつ、調理業務の全部を委託する場合
- (2) 児童福祉法施行条例第 138 条の 35 第 1 項の規定により搬入施設から食事を搬入する場合

- 2 家庭的保育者 1 人が保育することができる利用乳幼児の数は、3 人以下とする。ただし、家庭的保育者が家庭的保育補助者とともに保育する場合には、5 人以下とする。また、これとは別に非常勤（地域型保育事業者が定める就業規則等の常勤職員の一月の勤務時間数を下回る短時間勤務。以下同じ。）職員を活用する等、必要な体制を確保すること。

（小規模保育事業所 A 型及び小規模保育事業所 A 型の基準が適用される 小規模型事業所内保育事業所における職員）

第 18 条 小規模保育事業 A 型を行う事業所（以下「小規模保育事業所 A 型」という。）及び小規模保育事業所 A 型の基準が適用される事業所内保育事業所には、保育士、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、調理員を置かないことができる。

- (1) 栄養士又は管理栄養士を置き、かつ、調理業務の全部を委託する場合

(2) 札幌市児童福祉法施行条例第 138 条の 35 第 1 項の規定により搬入施設から食事を搬入する場合

2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に 1 を加えた数以上とし、これとは別に非常勤保育士を配置すること。

- (1) 0 歳児 おおむね 3 人につき 1 人
- (2) 1～2 歳児 おおむね 6 人につき 1 人
- (3) 3 歳児 おおむね 20 人につき 1 人
- (4) 4 歳児以上 おおむね 30 人につき 1 人

3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所 A 型又は小規模保育事業 A 型の基準が適用される小規模型事業所内保育事業所に勤務する保健師、看護師又は准看護師を、1 人に限り、保育士とみなすことができる。

(小規模保育事業所 B 型及び小規模保育事業所 B 型の基準が適用される小規模型事業所内保育事業所における職員)

第 19 条 小規模保育事業 B 型を行う事業所（以下、「小規模保育事業所 B 型」という。）及び小規模保育事業所 B 型の基準が適用される事業所内保育事業所には、保育士又はその他の者であって保育に従事する者として市長が行う研修若しくは市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を修了した者（次項において「保育従事者」という。）、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、調理員を置かないことができる。

- (1) 栄養士又は管理栄養士を置き、かつ、調理業務の全部を委託する場合
- (2) 札幌市児童福祉法施行条例第 138 条の 35 第 1 項の規定により搬入施設から食事を搬入する場合

2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に 1 を加えた数以上とし、そのうち 3 分の 2 以上は保育士とする。また、これとは別に非常勤保育従事者を配置すること。

- (1) 0 歳児 おおむね 3 人につき 1 人
- (2) 1～2 歳児 おおむね 6 人につき 1 人
- (3) 3 歳児 おおむね 20 人につき 1 人
- (4) 4 歳児以上 おおむね 30 人につき 1 人

3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所 B 型又は小規模保育事業所 B 型の基準が適用される小規模型事業所内保育事業所に勤務する保健師、看護師又は准看護師を、1 人に限り、保育士とみなすことができる。

(保育所型事業所内保育事業における職員)

第 20 条 保育所型事業所内保育事業所には、保育士、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、調理員を置かないことができる。

- (1) 栄養士又は管理栄養士を置き、かつ、調理業務の全部を委託する場合
- (2) 札幌市児童福祉法施行条例第 138 条の 35 第 1 項の規定により搬入施設から食事を搬



入する場合

2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に2を加えた数以上とし、これとは別に非常勤保育士を配置すること。ただし、一の保育所型事業所内保育事業所につき2人を下回ることとはできない。

- (1) 0歳児 おおむね3人につき1人
- (2) 1～2歳児 おおむね6人につき1人
- (3) 3歳児 おおむね20人につき1人
- (4) 4歳児以上 おおむね30人につき1人

3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所に勤務する保健師、看護師又は准看護師を、1人に限り、保育士とみなすことができる。

4 調理員の数は、利用定員40人以下の事業所においては1人以上、利用定員41人以上の事業所においては2人以上とする。

(職員の数)

第21条 前3条に定める職員の最低必要人数の算出方法については、年齢区分ごとの児童数を前項に規定する人数で除し(小数点2位以下を切り捨てる。)、各々を合計した上で小数点以下を四捨五入して求めるものとする。

2 この要綱に定めるほか 公定価格算定にかかる加算認定を受ける地域型保育事業所の職員数は、特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の実施上の留意事項について(平成28年8月23日府子本第571号、28文科初第727号、雇児発0823第1号、以下「留意事項通知」という。なお、留意事項通知が改正された場合、直近改正された留意事項通知を適用する。)に準じ加配した数とする。

(配置基準職員数の算出方法等)

第22条 地域型保育事業所の職員は、児童処遇等の観点から常勤職員(地域型保育事業者が就業規則等で規定する常勤職員。以下同じ。)とすること。ただし、地域型保育事業所における開所時間及び時間外保育時間の勤務体制を確保するために、非常勤職員を活用しても差し支えないこととする。

2 非常勤職員の勤務時間数は、職種毎に常勤職員化計算し、配置に必要な人数として加えることができる。

3 前項に規定する常勤職員化計算の算出については、職種ごと非常勤職員の当該月実勤務時間数の合計を就業規則等で定めた常勤職員の一月当たりの勤務時間数(以下「就業規則等勤務時間数」という。)で除して求めるものとする。(小数点以下の端数処理は行わない。)ただし、就業規則等勤務時間数と常勤職員の一月当たりの実勤務時間数(超過勤務を除く。)に著しく差が生じている場合、この限りではない。

(嘱託歯科医の設置)

第23条 地域型保育事業所には、第17条から第20条に規定する職員のほか、嘱託歯科医を置かなければならない。

(保育所等との連携)

第24条 地域型保育事業者は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び地

地域型保育事業者による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育又は保育が継続的に提供されるよう、次の各号に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所、幼稚園又は認定こども園（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。

- (1) 利用乳幼児に集団保育を体験させるための機会の設定、保育の適切な提供に必要な地域型保育事業者に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援を行うこと。
- (2) 必要に応じて、代替保育（地域型保育事業所において利用乳幼児の保育に従事する者の病気、休暇等により保育を提供することができない場合に、当該地域型保育事業者に代わって提供する保育をいう。）を提供すること。
- (3) 当該地域型保育事業者により保育の提供を受けていた利用乳幼児（事業所内保育事業に係る利用乳幼児にあつては、第138条の59に規定するその他の乳幼児に限る。）を、当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。

2 事業所内保育事業を行う者であつて、利用定員が20人以上のものについては、前項の規定にかかわらず、連携施設の確保に当たって、同項第1号及び第2号に掲げる事項に係る連携協力を求めることを要しない。

3 地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供の終了に際しては、支給認定子どもについて、連携施設又は他の特定教育・保育施設若しくは特定地域型保育事業者において継続的に提供される教育及び保育との円滑な接続に資するよう、支給認定子どもに係る情報の提供その他連携施設、特定教育・保育施設、特定地域型保育事業者、地域子ども・子育て支援事業を実施する者等との密接な連携に努めなければならない。

#### 第4章 利用手続き・利用者負担等

（重要事項説明）

第25条 地域型保育事業者は、保育の提供の開始に際しては、あらかじめ、法第20条第1項の認定（以下「支給認定」という。）を受けた保護者に対し、運営規程の概要、地域型保育事業の職員に係る勤務体制、利用者負担その他の利用申込者の教育及び保育の選択に資すると認められる重要事項等を記した文書（以下「重要事項説明書」という。）を交付して説明を行い、当該提供の開始について同意を得なければならない。

（利用申込みに対する正当な理由のない提供拒否の禁止）

第26条 地域型保育事業者は、支給認定を受けた保護者から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。

（受給資格等の確認）

第27条 地域型保育事業者は、保育の提供を求められた場合は、教育・保育給付認定を受けた保護者の提示する支給認定証によって、教育・保育給付認定の有無、教育・保育給付認定子どもの該当する小学校就学前子どもの区分、教育・保育給付認定の有効期間及び保育必要量等確かめるものとする。

（教育・保育給付認定の申請に係る援助等）

第 28 条 地域型保育事業者は、教育・保育給付認定を受けていない保護者から利用の申込みがあった場合は、当該保護者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。また、教育・保育給付認定の変更の認定の申請が遅くとも保護者が受けている教育・保育給付認定の有効期間の満了日の 30 日前までに行われるよう、必要な援助を行わなければならない。ただし、緊急その他やむを得ない理由がある場合には、この限りでない。

(実費徴収・上乗せ徴収の受領)

第 29 条 地域型保育事業者は、保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価について、当該保育に要する費用として見込まれるものの額と特定地域型費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払（上乗せ徴収）を利用乳幼児の保護者から受けることができる。

2 地域型保育事業者は、前項の支払を受ける額のほか、保育において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払（実費徴収）を利用乳幼児の保護者から受けることができる。

- (1) 日用品、文房具その他の保育に必要な物品の購入に要する費用（利用乳幼児及び利用乳幼児の保護者の所有となるものに限る。）
- (2) 保育等に係る行事への参加に要する費用（利用乳幼児の費用は、原則、設置者が負担すること。）
- (3) 地域型保育事業所に通う際に提供される便宜に要する費用（登所バス等の利用にかかる費用に限る。）
- (4) 食事の提供（次に掲げるものを除く。）に要する費用

ア 2号認定子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。イにおいて同じ。）のうち、その教育・保育給付認定保護者（法第20条第4項に規定する教育・保育給付認定保護者をいう。以下同じ。）及び当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税所得割合算額が57,700円（子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号）第4条第2項第6号に規定する特定教育・保育給付認定保護者にあつては、77,101円）未満であるものに対する副食の提供

イ 2号認定子どもに該当する教育・保育給付認定子どものうち、負担額算定基準子どもが同一の世帯に3人以上いる場合に負担額算定基準子ども（そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。）である者に対する副食の提供（アに該当するものを除く。）

ウ 満3歳未満保育認定子どもに対する食事の提供

- (5) 前4号に掲げるもののほか、保育において提供される便宜に要する費用のうち、地域型保育事業の利用において通常必要とされるものに係る費用であつて、利用乳幼児の保護者に負担させることが適当と認められるもの

3 地域型保育事業者は、前各項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った利用乳幼児の保護者に対し交付しなければならない。

4 地域型保育事業者は、第1項及び第2項の金銭の支払を求める際は、あらかじめ、当該金銭の使途及び額並びに金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、利用乳幼児の保護者に対して説明を行い、文書による同意を得なければならない。ただし、第2項の金銭の支払（実費徴収）に係る利用乳幼児の保護者の同意については、文書によることを要しない。

（利用定員の変更）

第30条 地域型保育事業所の利用定員は、市長が別に定める取扱い等により変更しなければならない。

（定員超過）

第31条 小規模保育事業A型、小規模保育事業B型及び定員19人以下の事業所内保育事業であって、職員の配置や面積基準を満たす場合は、19人を超えて22人まで児童を受け入れること（以下「定員超過」という。）ができる。

2 前項の規定による定員超過を行うときは、年度途中で満3歳に到達し、なおかつその年度の末日において転園先が決まらない児童を優先することとし、それでもなお職員の配置や面積基準を満たす場合に限り、0歳児から2歳児による定員超過ができることとする。

3 前2項の規定により定員超過を行うときは、第24条第1項第3号の連携協力を行う連携施設について、当該年度の初日の前日における年齢区分ごとの実児童数に応じた受け入れ枠を確保しなければならない。

## 第5章 児童処遇

（保育所保育指針の準用）

第32条 地域型保育事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）（以下「設備運営基準」という。）第35条に規定する厚生労働大臣が定める指針に準じ、地域型保育事業の特性に留意して、利用乳幼児の心身の状況等に応じた保育を提供しなければならない。

2 地域型保育事業所の職員は、保育の提供に当たっては、利用乳幼児の心身の状況、その置かれている環境、他の特定教育・保育及び特定地域型保育の利用状況等の把握に努め、利用乳幼児又は利用乳幼児の保護者に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

3 地域型保育事業者は、その運営に当たっては、暴力団員の支配を受けてはならず、また、暴力団を利することとならないよう、暴力団の排除を行わなければならない。

（利用乳幼児を平等に取り扱う原則）

第33条 地域型保育事業者及び職員は、利用乳幼児について、その国籍、信条、社会的身分又は保育の提供に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。

（虐待等の禁止）

第34条 職員は、利用乳幼児に対し、児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第

82号)第2条各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(利用乳幼児及び職員の健康診断)

第35条 地域型保育事業者は、利用乳幼児に対する利用開始時の健康状態の把握(満2歳未満の乳幼児については、支援制度担当部長が別に定める入園時健康診査による)及び少なくとも1年に2回の定期健康診断及び臨時の健康診断を、学校保健安全法(昭和33年法律第56号)の規定による健康診断に準じて行わなければならない。

2 地域型保育事業者は、前項の規定にかかわらず、利用乳幼児の利用開始前の健康診断が行われた場合であって、当該健康診断が利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、利用開始時の健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、地域型保育事業者は、利用乳幼児の利用開始前の健康診断の結果を把握しなければならない。

3 地域型保育事業者は、職員の健康診断にあたっては、特に利用乳幼児の食事を調理する者について、定期的な健康診断のほか、採用前及び月1回以上の腸管出血性大腸菌の検査を含む検便検査を受けさせること。

(苦情解決)

第36条 地域型保育事業者は、その提供した保育に関する利用乳幼児又は利用乳幼児の保護者その他の当該利用乳幼児の家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 苦情解決の仕組みに係る規程の整備

(2) 苦情解決責任者及び苦情受付担当者の設置

(3) 利用乳幼児の保護者への苦情解決責任者、苦情受付担当者及び第2項に定める第三者委員の氏名及び連絡先並びに苦情解決の仕組みの周知

(4) 苦情記録簿の整備

(5) 苦情内容及び苦情解決結果の定期的な公表

2 地域型保育事業者は、前項に定めるほか、社会福祉事業の経営者による福祉サービスに関する苦情解決の仕組みの指針(平成12年6月7日児発第575号、厚生省児童家庭局長通知)2の(3)に定める第三者委員の複数人の設置に努めなければならない。

3 地域型保育事業者は、札幌市から当該地域型保育事業所において行った保育の実施に係る指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

(利用乳幼児の保護者との連絡)

第37条 地域型保育事業者は、利用乳幼児の保護者と密接な連絡をとり、保育の内容等について、当該保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。

(個人情報の保護)

第38条 地域型保育事業者は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)及び個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン等の趣旨を踏まえ、個人情報の適正な取扱いに努めなければならない。

(全体的な計画の作成)

第 39 条 地域型保育事業所は、保育所保育指針第 1 章 1 の(2)に示す保育の目標を達成するために、各地域型保育事業所の保育の方針や目標に基づき、子どもの発達過程を踏まえて、保育の内容が組織的・計画的に構成され、地域型保育事業所の生活の全体を通して、総合的に展開されるよう、全体的な計画を作成しなければならない。

- 2 全体的な計画は、子どもや家庭の状況、地域の実態、保育時間などを考慮し、子どもの育ちに関する長期的見通しをもって適切に作成されなければならない。
- 3 全体的な計画は、保育所保育の全体像を包括的に示すものとし、これに基づく指導計画、保健計画、食育計画等を通じて、各地域型保育事業所が創意工夫して保育できるよう、作成されなければならない。

(指導計画の作成)

第 40 条 地域型保育事業所は、全体的な計画に基づき、具体的な保育が適切に展開されるよう、子どもの生活や発達を見通した長期的な指導計画と、それに関連しながら、より具体的な子どもの日々の生活に即した短期的な指導計画を作成しなければならない。

- 2 指導計画の作成に当たっては、保育所保育指針第 2 章及びその他の関連する章に示された事項のほか、子ども一人一人の発達過程や状況を十分に踏まえるとともに、次の事項に留意しなければならない。
  - (1) 3 歳未満児については、一人一人の子どもの生育歴、心身の発達、活動の実態等に即して、個別的な計画を作成すること。
  - (2) 3 歳以上児については、個の成長と、子ども相互の関係や協同的な活動が促されるよう配慮すること。
  - (3) 異年齢で構成される組やグループでの保育においては、一人一人の子どもの生活や経験、発達過程などを把握し、適切な援助や環境構成ができるよう配慮すること。
- 3 指導計画においては、地域型保育事業所の生活における子どもの発達過程を見通し、生活の連続性、季節の変化などを考慮し、子どもの実態に即した具体的なねらい及び内容を設定すること。また、具体的なねらいが達成されるよう、子どもの生活する姿や発想を大切に適切な環境を構成し、子どもが主体的に活動できるようにすること。
- 4 一日の生活のリズムや在園時間が異なる子どもが共に過ごすことを踏まえ、活動と休息、緊張感と解放感等の調和を図るよう配慮すること。
- 5 午睡は生活のリズムを構成する重要な要素であり、安心して眠ることのできる安全な睡眠環境を確保するとともに、在園時間が異なることや、睡眠時間は子どもの発達の状況や個人によって差があることから、一律とならないよう配慮すること。
- 6 長時間にわたる保育については、子どもの発達過程、生活のリズム及び心身の状態に十分配慮して、保育の内容や方法、職員の協力体制、家庭との連携などを指導計画に位置付けること。
- 7 障がいのある子どもの保育については、一人一人の子どもの発達過程や障がいの状態を把握し、適切な環境の下で、障がいのある子どもが他の子どもとの生活を通して共に成長できるよう、指導計画の中に位置付けること。また、子どもの状況に応じた保育を

実施する観点から、家庭や関係機関と連携した支援のための計画を個別に作成するなど適切な対応を図ること。

(保育士等の自己評価)

第41条 保育士等は、保育の計画や保育の記録を通して、自らの保育実践を振り返り、自己評価することを通して、その専門性の向上や保育実践の改善に努めなければならない。

2 保育士等による自己評価に当たっては、子どもの活動内容やその結果だけでなく、子どもの心の育ちや意欲、取り組む過程などにも十分配慮するよう留意すること。

3 保育士等は、自己評価における自らの保育実践の振り返りや職員相互の話し合い等を通じて、専門性の向上及び保育の質の向上のための課題を明確にするとともに、地域型保育事業所の全体の保育の内容に関する認識を深めること。

(地域型保育事業所の自己評価)

第42条 地域型保育事業所は、保育の質の向上を図るため、保育の計画の展開や保育士等の自己評価を踏まえ、当該地域型保育事業所の保育の内容等について、自ら評価を行い、その結果を公表するよう努めなければならない。

2 地域型保育事業所が自己評価を行うに当たっては、地域の実情や地域型保育事業所の実態に即して、適切に評価の観点や項目等を設定し、全職員による共通理解をもって取り組むよう留意すること。

3 設備運営基準第36条の趣旨を踏まえ、保育の内容等の評価に関し、保護者及び地域住民等の意見を聴くことが望ましいこと。

(評価を踏まえた計画の改善)

第43条 地域型保育事業所は、評価の結果を踏まえ、当該地域型保育事業所の保育の内容等の改善を図ること。

2 保育の計画に基づく保育、保育の内容の評価及びこれに基づく改善という一連の取組により、保育の質の向上が図られるよう、全職員が共通理解をもって取り組むことに留意すること。

(保健計画の作成)

第44条 地域型保育事業所は、保育所保育指針第1章、第2章等の関連する事項に留意し、次の各号に示す事項を踏まえ、保育を行うこととする。

(1) 子どもの健康に関する保健計画を全体的な計画に基づいて作成し、全職員がそのねらいや内容を踏まえ、一人一人の子どもの健康の保持及び増進に努めていくこと。

(2) 子どもの心身の健康状態や疾病等の把握のために、嘱託医等により定期的に健康診断を行い、その結果を記録し、保育に活用するとともに、保護者が子どもの状態を理解し、日常生活に活用できるようにすること。

(利用乳幼児の保護者に対する支援)

第45条 地域型保育事業所における保護者に対する子育て支援は、全ての子どもの健やかな育ちを実現することができるよう、保育所保育指針第1章及び第2章等の関連する事項を踏まえ、子どもの育ちを家庭と連携して支援していくとともに、保護者及び地域が

有する子育てを自ら実践する力の向上に資するようにすること。

(職員の資質向上)

第 46 条 子どもの最善の利益を考慮し、人権に配慮した保育を行うためには、職員一人一人の倫理観、人間性並びに地域型保育事業所職員としての職務及び責任の理解と自覚が基盤となること。

2 各職員は、自己評価に基づく課題等を踏まえ、地域型保育事業所内外の研修等を通じて、保育士・看護師・調理員・栄養士等、それぞれの職務内容に応じた専門性を高めるため、必要な知識及び技術の修得、維持及び向上に努めなければならない。

3 地域型保育事業所においては、保育の内容等に関する自己評価等を通じて把握した、保育の質の向上に向けた課題に組織的に対応するため、保育内容の改善や保育士等の役割分担の見直し等に取り組むとともに、それぞれの職位や職務内容等に応じて、各職員が必要な知識及び技能を身につけられるよう努めなければならない。

(管理者の責務)

第 47 条 管理者は、地域型保育事業の役割や社会的責任を遂行するために、法令等を遵守し、地域型保育事業所を取り巻く社会情勢等を踏まえ、管理者としての専門性等の向上に努め、当該地域型保育事業における保育の質及び職員の専門性向上のために必要な環境の確保に努めなければならない。

2 管理者は、地域型保育事業所の全体的な計画や、各職員の研修の必要性等を踏まえて、体系的・計画的な研修機会を確保するとともに、職員の勤務体制の工夫等により、職員が計画的に研修等に参加し、その専門性の向上が図られるよう努めなければならない。

(職員の研修等)

第 48 条 地域型保育事業所において、職員が日々の保育実践を通じて、必要な知識及び技術の修得、維持及び向上を図るとともに、保育の課題等への共通理解や協働性を高め、地域型保育事業所全体としての保育の質の向上を図っていくためには、日常的に職員同士が主体的に学び合う姿勢と環境が重要であり、職場内での研修の充実が図られなければならない。

2 各地域型保育事業所における保育の課題への的確な対応や、保育士等の専門性の向上を図るためには、職場内での研修に加え、関係機関等による研修の活用が有効であることから、地域型保育事業者は必要に応じて、こうした外部研修への参加機会が確保されるよう努めなければならない。

(研修の実施体制等)

第 49 条 地域型保育事業所においては、当該地域型保育事業所における保育の課題や各職員のキャリアパス等も見据えて、初任者から管理職員までの職位や職務内容等を踏まえた体系的な研修計画を作成しなければならない。

2 外部研修に参加する職員は、自らの専門性の向上を図るとともに、地域型保育事業所における保育の課題を理解し、その解決を実践できる力を身に付けることが重要である。また、研修で得た知識及び技能を他の職員と共有することにより、地域型保育事業



所全体としての保育実践の質及び専門性の向上につなげていくことが求められる。

- 3 管理者等は地域型保育事業所全体としての保育実践の質及び専門性の向上のために、研修の受講は特定の職員に偏ることなく行われるよう、配慮する必要がある。また、研修を修了した職員については、その職務内容等において、当該研修の成果等が適切に勘案されることが望ましい。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第 50 条 地域型保育事業者は、事故の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 事故が発生した場合の対応、次号の規定による報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。
  - (2) 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合において、当該事故又は事態を設置者に報告するとともに、当該事故又は事態の分析を通じた改善策を地域型保育事業所の職員に周知徹底する体制を整備すること。
  - (3) 事故発生の防止のための委員会及び地域型保育事業所の職員に対する研修を定期的に行うこと。
- 2 地域型保育事業者は、子どもに対する特定教育・保育の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、子どもの家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。
  - 3 地域型保育事業者は、前項の事故の状況及び当該事故に際して講じた措置について記録しなければならない。
  - 4 地域型保育事業者は、子どもに対する保育の提供により損害を賠償すべき事故が発生した場合は、その損害を速やかに賠償しなければならない。

## 第 6 章 給食の実施・衛生管理等

(食事の提供)

第 51 条 地域型保育事業者及び職員は、利用乳幼児に食事を提供するときは、その献立は、できる限り、変化に富み、利用乳幼児の健全な発育に必要な栄養量を含有するものでなければならない。

- 2 食事は、前項の規定によるほか、食品の種類及び調理方法について栄養並びに入所している利用乳幼児の身体的状況及び嗜好を考慮したものでなければならない。
- 3 提供前に検食を行うこと。
- 4 保存食を実施すること。ただし、家庭的保育事業においては、この限りではない。

(食事の調理)

第 52 条 前条に規定する食事の調理は、あらかじめ作成された献立に従って行わなければならない。

- 2 第 17 条から第 20 条各第 1 項ただし書きの規定により調理員を置かない地域型保育事業所を除き、当該地域型保育事業所の職員によって行うこと。

3 調理業務の全部又は一部を委託する地域型保育事業の実施に関する基準は、子育て支援部長が別に定めるものとする。

(食育の推進)

第 53 条 地域型保育事業者は、食育基本法（平成 17 年法律第 63 号）の趣旨を踏まえ、あらゆる機会とあらゆる場所を利用して、積極的に食育を推進するよう努めること。

2 前項に規定する食育の推進にあたり、乳幼児期にふさわしい食生活が展開され、適切な援助が行われるよう、食事の提供を含む食育計画を全体的な計画に基づいて作成し、その評価及び改善に努めること。栄養士が配置されている場合は、専門性を生かした対応を図ること。

(衛生管理)

第 54 条 地域型保育事業者及び職員は、利用乳幼児の使用する設備、食器等又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 地域型保育事業者及び職員は、地域型保育事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施するよう努めなければならない。

(医薬品等の常備とその管理)

第 55 条 地域型保育事業者及び職員は、地域型保育事業所において、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならない。

## 第 7 章 防災対策

(防災対策)

第 56 条 地域型保育事業者は、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的な計画を立て、これに対する不断の注意と訓練をするように努めなければならない。

2 地域型保育事業者は、少なくとも毎月 1 回は、前項の訓練のうち避難及び消火に対する訓練を行わなければならない。

3 地域型保育事業者は、非常災害が起こった場合の保護者への連絡体制を確立し、連絡方法等を周知しなければならない。

(防火管理者の設置等)

第 57 条 地域型保育事業者は、消防法（昭和 23 年法律第 186 号）及び関係法令等に基づき、必要に応じて防火管理者の設置、消防設備点検及び消防計画の作成等を行わなければならない。

(安全計画の策定等)

第 57 条の 2 地域型保育事業者は、利用乳幼児の安全の確保を図るため、地域型保育事業所ごとに、当該地域型保育事業者の設備の安全点検、職員、利用乳幼児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた地域型保育事業所での生活その他の日常生活における安

全に関する指導、職員の研修及び訓練その他地域型保育事業所における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 地域型保育事業者は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。
- 3 地域型保育事業者は、利用乳幼児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。
- 4 地域型保育事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

（自動車を運行する場合の所在の確認）

第 57 条の 3 地域型保育事業者は、利用乳幼児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用乳幼児の移動のために自動車を運行するときは、利用乳幼児の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用乳幼児の所在を確実に把握することができる方法により、利用乳幼児の所在を確認しなければならない。

- 2 地域型保育事業者は、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に利用乳幼児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認（利用乳幼児の降車の際に限る。）を行わなければならない。

## 第 8 章 検査・会計処理と規程の整備等

（検査・指導監査等）

第 58 条 地域型保育事業者は、札幌市及び厚生労働省等が実施する施設に関する調査、帳簿書類等の提出依頼及び立ち入り検査等に応じなければならない。また、保護者等からの苦情に関して行う調査に協力しなければならない。

- 2 地域型保育事業者は、前項に定めるもののほか、札幌市家庭的保育事業等指導監査実施要綱に基づいた指導監査（以下、「監査」という。）に応じなければならない。
- 3 監査を受ける地域型保育事業者は、札幌市が指定する帳簿書類等を用意し、監査実施日の施設運営に支障の無い範囲で職員（管理者、栄養士、事務員等。）を同席させなければならない。
- 4 前 3 項の検査等で札幌市から指導又は助言を受けたときは、必要な改善を行わなければならない。なお、札幌市からの求めがあった場合には、当該改善の内容を報告しなければならない。

（会計処理）

第 59 条 地域型保育事業者は、地域型保育事業の会計（複数の地域型保育事業を運営する場合は、地域型保育事業ごと）を他の事業の会計と区分しなければならない。

- 2 地域型保育事業者が社会福祉法人又は学校法人以外の者の場合、次の各号に掲げる条

件を満たすこと。

- (1) 市長が、札幌市児童福祉法施行条例で定める地域型保育事業の設備及び運営に関する基準を維持するために必要な報告を求めた場合には、これに応じること。
- (2) 収支計算書又は損益計算書において、地域型保育事業を経営する事業に係る区分を設けること。
- (3) 企業会計の基準による会計処理を行っている者は、前号に定める区分ごとに、企業会計の基準による貸借対照表（流動資産及び流動負債のみを記載）、認可等要綱に定める借入金明細書、基本財産及びその他固定資産（有形固定資産）の明細書を作成すること。

（会計報告）

#### 第 60 条

地域型保育事業者は、毎会計年度終了後 3 か月以内に、次の各号に掲げる書類に地域型保育事業を経営する事業に係る現況報告書を添付して、市長に提出すること。

- (1) 前会計年度末における貸借対照表、前会計年度の収支計算書又は損益計算書など会計に関し市長が必要と認める書類。
- (2) 企業会計の基準による会計処理を行っている者は、地域型保育事業を経営する事業に係る前会計年度末における企業会計の基準による貸借対照表（流動資産及び流動負債のみを記載）、別紙 1 の借入金明細書、別紙 2 の基本財産及びその他の固定資産（有形固定資産）の明細書

（運営規程の整備）

第 61 条 地域型保育事業者は、地域型保育事業所ごとに、次の各号に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めなければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 提供する保育の内容
- (3) 職員の職種、員数及び職務の内容
- (4) 保育の提供を行う日及び時間並びに提供を行わない日
- (5) 支給認定保護者から受領する利用者負担その他の費用の種類、支払を求める理由及びその額
- (6) 小学校就学前子どもの区分ごとの利用定員
- (7) 利用の開始及び終了に関する事項並びに利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (11) その他運営に関する重要事項

（その他の規程の整備）

第 62 条 地域型保育事業者は、前条に定めるほか、地域型保育事業所ごとに、各関係法令等の求めるところに応じて次の各号に掲げる次に掲げる規程を設けなければならない。

- (1) 就業規則（育児休業、介護休業に関する規則等を含む）

- (2) 給与規程
- (3) 旅費規程
- (4) 苦情解決の仕組みに関する規程
- (5) 個人情報保護規程
- (6) 経理規程

(備え付ける帳簿)

第 63 条 地域型保育事業所には、次の各号に掲げる帳簿を備え付けなければならない。

- (1) 管理運営に関する帳簿
- (2) 児童に関する帳簿
- (3) 給食に関する帳簿
- (4) 職員に関する帳簿
- (5) 防災に関する帳簿
- (6) 経理に関する帳簿

2 前項に定める帳簿の整備、保存については、別表に掲げるものを基準とする。なお、帳簿の名称等については、地域型保育事業者の実情に応じ、変更することができるものとする。

(電磁的記録等)

第 63 条の 2 地域型保育事業者は、記録、作成、保存その他これらに類するもののうち、この要綱の規定において書面等（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）により行うことが規定されているものについては、当該書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。次項において同じ。）により行うことができる。

2 地域型保育事業者は、この要綱の規定による書面等の交付又は提出については、当該書面等が電磁的記録により作成されている場合には、当該書面等の交付又は提出に代えて、第 4 項で定めるところにより、教育・保育給付認定保護者の承諾を得て、当該書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該地域型保育事業者は、当該書面等を交付し、又は提出したものとみなす。

(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの

ア 地域型保育事業所の使用に係る電子計算機と教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 地域型保育事業所の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて教育・保育給付認定保護者の閲覧に供し、教育・保育給付認

定保護者の使用に係る電子計算機に備えられた当該教育・保育給付認定保護者のファイルに当該記載事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾をする場合にあっては、地域型保育事業所の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

- (2) 磁気ディスク、光ディスクその他一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法
- 3 前項前段の規定により記載事項の提供を行う場合の電磁的方法は、教育・保育給付認定保護者がファイルへの記録を出力することにより文書を作成することができるものでなければならない。
- 4 地域型保育事業者は、第2項前段の規定により記載事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該記載事項を提供する教育・保育給付認定保護者に対し、その用いる電磁的方法及びファイルへの記録の方式を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。
- 5 前3項の規定は、この要綱の規定による書面等による同意の取得について準用する。この場合において、第2項前段中「書面等の交付又は提出」とあるのは「書面等による同意」と、「第4項」とあるのは「第5項において読み替えて準用する第4項」と、「当該書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）」とあるのは「その同意」と、「提供する」とあるのは「得る」と、同項後段中「書面等を交付し、又は提出した」とあるのは「書面等による同意を得た」と、同項第1号イ中「記載事項」とあるのは「同意に関する事項」と、「提供を受ける」とあるのは「同意を行う」と、同項第2号中「記載事項」とあるのは「同意に関する事項」と、「交付する」とあるのは「得る」と、第3項中「前項前段」とあるのは「第5項において読み替えて準用する前項前段」と、「記載事項の提供を行う」とあるのは「同意を得る」と、前項中「第2項前段」とあるのは「次項において読み替えて準用する第2項前段」と、「記載事項を提供しよう」とあるのは「同意を得よう」と、「記載事項を提供する」とあるのは「同意を得ようとする」と読み替えるものとする。

## 第9章 補則

（委任）

第64条 この要綱に定めるもののほか、地域型保育事業の管理運営に関し必要な事項は、子育て支援部長及び支援制度担当部長が定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。ただし、第27条～第29条の規定は、令和

元年10月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第57条の3の規定は、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する地域型保育事業所について、当該自動車に同条第2項に規定するブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置（以下「ブザー等」という。）を備えること及びこれを用いることにつき困難な事情があるときは、令和6年3月31日までの間、適用しない。この場合において、地域型保育事業者は、ブザー等の設置に代わる措置を講じて利用乳幼児の所在の確認を行わせなければならない。

別表

区分	帳簿等	保存期間(備考)
1 管理運営 関係	(1) 運営規程等（重要事項説明書含む）	永久
	(2) 就業規則等（給与、旅費含む）	永久
	(3) 認可・確認・届出関係書類	永久
	(4) 土地・建物関係書類	永久
	(5) 施設台帳（沿革史等を含む）	永久
	(6) 苦情受付記録簿	5年
	(7) 事故記録簿	5年
	(8) 業務日誌	5年
	(9) 職員会議録	5年
	(10) 事業計画・報告関係書類	3年
2 児童関係	(1) 児童名簿	5年
	(2) 児童票	5年
	(3) 入退所関係書類	5年
	(4) 児童出席簿	5年
	(5) 保育の計画	
	ア 全体的な計画（保育課程）	5年
	イ 長期指導計画（年・期・月）	5年
	ウ 短期指導計画（週・日）	3年
	エ 保育所児童保育要録	6年
	(6) 自己評価関係書類	5年
(7) 健康診断記録	5年	
(8) 保育日誌	5年	
(9) 保育実施関係書類	5年	

	(10)園だより	3年	
3 給食関係	(1)集団給食施設設置・変更・廃止届	永久	
	(2)献立表(予定、実施)	5年	
	(3)給食日誌	1年	
	(4)検食記録簿	1年	
	(5)給食だより	1年	
	(6)衛生管理チェック表	1年	
	(7)食材発注・納品簿	5年	
4 職員関係	(1)労働者名簿	永久	
	(2)辞令簿	永久	
	(3)履歴書綴	3年(退職後)	
	(4)資格証明書(登録証)綴	永久	
	(5)各種労使協定書・労基署届出関係書類	永久	
	(6)勤務割表	3年	
	(7)出勤簿	3年	
	(8)給与(賃金)台帳	10年	
	(9)時間外・休日勤務命令簿	3年	
	(10)休暇簿・出勤整理簿	3年	
	(11)出張命令関係簿	5年	
	(12)健康診断記録簿	5年	
	(13)検便実施記録簿	5年	
	(14)社会保険・労働保険関係書類	5年	
	(15)所得税(源泉徴収)関係書類	5年	
	(16)退職共済関係書類	5年	
	(17)雇入通知書・雇用契約関係書類	3年(退職後)	
	(18)各種手当届出関係書類	3年	
	5 防災関係	(1)防火管理者選任届関係書類	永久
		(2)消防計画関係書類	5年
(3)消防用設備点検結果報告書関係書類		3年	
(4)避難(消火)訓練実施記録関係書類		3年	
6 経理関係	(1)経理規程	永久	
	(2)財産目録	5年	
	(3)固定資産管理台帳(不動産台帳を含む)	10年	
	(4)予算書	10年	
	(5)決算報告書(貸借対照表・収支計算書等)	10年	
	(6)決算付属明細書		



ア借入金明細表	10年
イ貸付金明細表	10年
ウ寄附金収入明細表	10年
エ金銭残高明細表	10年
オ預貯金・有価証券等明細表	10年
カ預貯金残高証明書	10年
キ未収・未払・預金等明細表	10年
ク積立金・引当金明細表	10年
ケ補助金収入明細表	10年
コ基本金明細表	10年
サ国庫補助金等特別積立金明細表	10年
シ固定資産増減明細表	10年
ス固定資産集計表	10年
(7)総勘定元帳	10年
(8)仕分伝票	10年
(9)現金出納帳	10年
(10)小口現金出納帳	10年
(11)寄附金・寄附物品台帳	10年
(12)利用料等徴収関係書類	3年
(13)施設型給付費・補助金請求・精算関係書類	5年
(14)備品台帳	10年
(15)借入金台帳	10年
(16)貸付金台帳	10年
(17)未収金台帳	10年
(18)未払金台帳	10年
(19)有価証券等台帳	10年
(20)月次試算表	10年